

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案・概要

目的

東日本大震災から得られた教訓及び内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に鑑み、

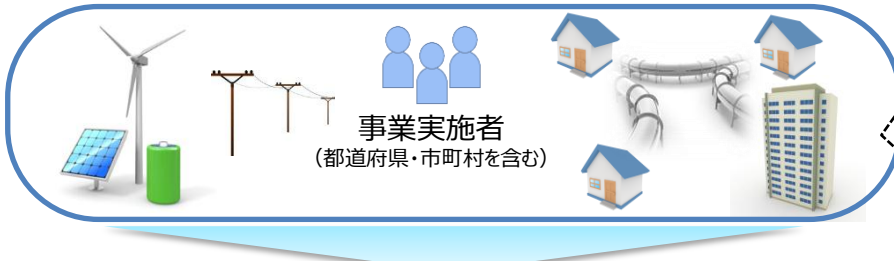
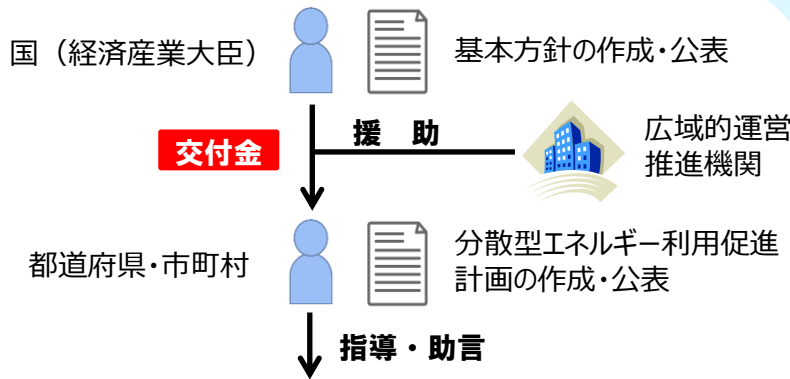
- エネルギー源としての原子力の利用への依存を可能な限り低減する観点から電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革の実施状況を踏まえつつ大規模な発電設備による電気の供給を中心とした従来のエネルギーの需給に関する施策の見直しを行う必要があること、
- 地域エネルギー源を地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用し、エネルギーの地産地消を推進することが①災害時におけるエネルギーの供給不足への対処を含むエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保、②エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減及び③エネルギーの消費者による自主的かつ合理的な選択の確保を図る上で特に重要となっていること等

を踏まえ、**地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用**を促進し、もって**自立的で個性豊かな地域社会の形成**及び**地域における適正な経済循環構造の確立**その他国民経済の健全な発展に寄与すること。

「分散型エネルギー利用」の定義

- ① 国内の地域に存する再生可能エネルギー源等のエネルギー源（以下「**地域エネルギー源**」）から得られ、又は製造されたエネルギーをその得られ、又は製造された地域において使用すること。
- ② 電気及び熱を併せて供給する設備（**コージェネレーション（熱電併給）設備**）を用いて地域エネルギー源以外のエネルギー源から得られた電気及び熱をその得られた地域において使用すること。
- ③ 国内の地域における事業活動に伴い発生した**廃熱**をその発生した地域において使用すること。

分散型エネルギー利用の促進に係る措置



実施状況の評価・公表＝「見える化」

分散型エネルギー利用促進計画に基づく事業の例

【エネルギーを作る】

- 再生可能エネルギー発電設備、コージェネレーション（熱電併給）設備等の整備事業
- 蓄電池の整備事業

【エネルギーを送る】

- 送電配電施設、導管等の整備事業

【エネルギーを使う】

- 変電受電設備、熱量計等の整備事業
- 廃熱を回収利用するための設備の整備事業

その他

- 国・地方公共団体は、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 規制の特例措置に関する検討 ○ エネルギー政策基本法に「地域エネルギー源の活用」等を追加
- 広域的運営推進機関が送配電等業務指針を策定・変更するに当たっては、都道府県及び市町村に意見を述べる機会が与えられるものとし、また、経済産業大臣が「地域エネルギー源の活用」の観点から供給計画の変更を勧告・命令することができることとする（電気事業法の一部改正）。